

第5 医療の安全確保と医療サービスの向上

1 医療安全対策

- 医療の高度化・専門化が進展する中、医療過誤や投薬過誤などの医療事故が社会問題化し、住民が安心して医療を受けられる体制の整備がますます重要となってきています。
- 平成19年に医療法が改正され、医療の安全の確保等について、医療法第6条の10に明記することにより、病院等の管理者は、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施やその他の医療の安全を確保するための措置を講じなければならないこととされました。
- また、医療法第6条の11の規定に基づき、医療に関する患者や住民の苦情や相談に対応し、医療機関に対する助言や情報提供などの医療安全の推進を図ることにより、住民の医療に対する信頼性を確保することを目的として、平成15年9月1日から「医療安全支援センター」を設置しています。

【現 状】

- 釧路保健所では、医療機関や薬局に対して実施している立入検査の際に、医療安全体制の整備の状況について確認するとともに、必要に応じて指導を行っています。
- 釧路保健所にも「地方医療安全支援センター」が設置されていますが、相談内容は、診療内容や職員対応への苦情が合わせて約3割と最も多く、最近は診療報酬にかかわる相談も増えており、他のセンターと同様の傾向にあります。

（設置状況）

- ・中央医療安全支援センター：道保健福祉部医務薬務課
- ・地方医療安全支援センター：釧路、渡島、岩見沢、苫小牧、上川、北見、帯広の各保健所

（医療相談件数の推移）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
全道	669件	708件	886件	783件	654件	728件	718件	784件	621件
釧路管内	38件	72件	56件	80件	71件	62件	56件	61件	74件

【課 題】

（医療安全のための体制整備）

- 医療機関や薬局における医療の安全を図るため、医療従事者の資質の向上や内部チェック体制の整備など、医療安全体制を構築することが求められています。

（医療に関する相談体制の整備）

- 医療に関する患者・住民の苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図るため、医療に関する相談体制を更に充実することが求められています。

【施策の方向と主な施策】

（医療機関及び薬局における医療の安全を確保するための取組みの推進）

- 医療機関及び薬局において、以下の取組によって医療の安全等が確保されるよう、立入検査などの機会を活用し、必要な助言指導を行います

医療安全管理

- ◇ 医療安全管理のための指針の整備
- ◇ 医療安全管理のための委員会の開催(病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限

る)

- ◇ 医療安全管理のための職員研修の実施
- ◇ 事故報告など改善のための取組の実施

院内感染対策

- ◇ 院内感染対策のための指針の整備
- ◇ 院内感染対策のための委員会の開催（病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る）
- ◇ 従事者に対する院内感染対策のための研修の実施
- ◇ 感染症の発生状況の報告など改善のための取組の実施

医薬品の安全管理

- ◇ 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置
- ◇ 従事者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
- ◇ 医薬品の安全使用のための業務手順書の作成と、その手順書に基づく業務の実施
- ◇ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

医療機器の安全管理

- ◇ 医療機器の安全使用のための責任者の配置
- ◇ 従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- ◇ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- ◇ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

医療放射線の安全管理

- ◇ 診療放射線の利用に係る安全な管理のための責任者の配置
- ◇ 診療放射線の安全利用のための指針の策定
- ◇ 従事者に対する診療放射線の安全利用のための研修の実施
- ◇ 放射線診療を受ける者の厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器等の放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療放射線の安全利用を目的とした改善のための取組の実施

サイバーセキュリティ対策

- ◇ サイバーセキュリティを確保するために安全管理ガイドラインに基づく必要な取組の実施

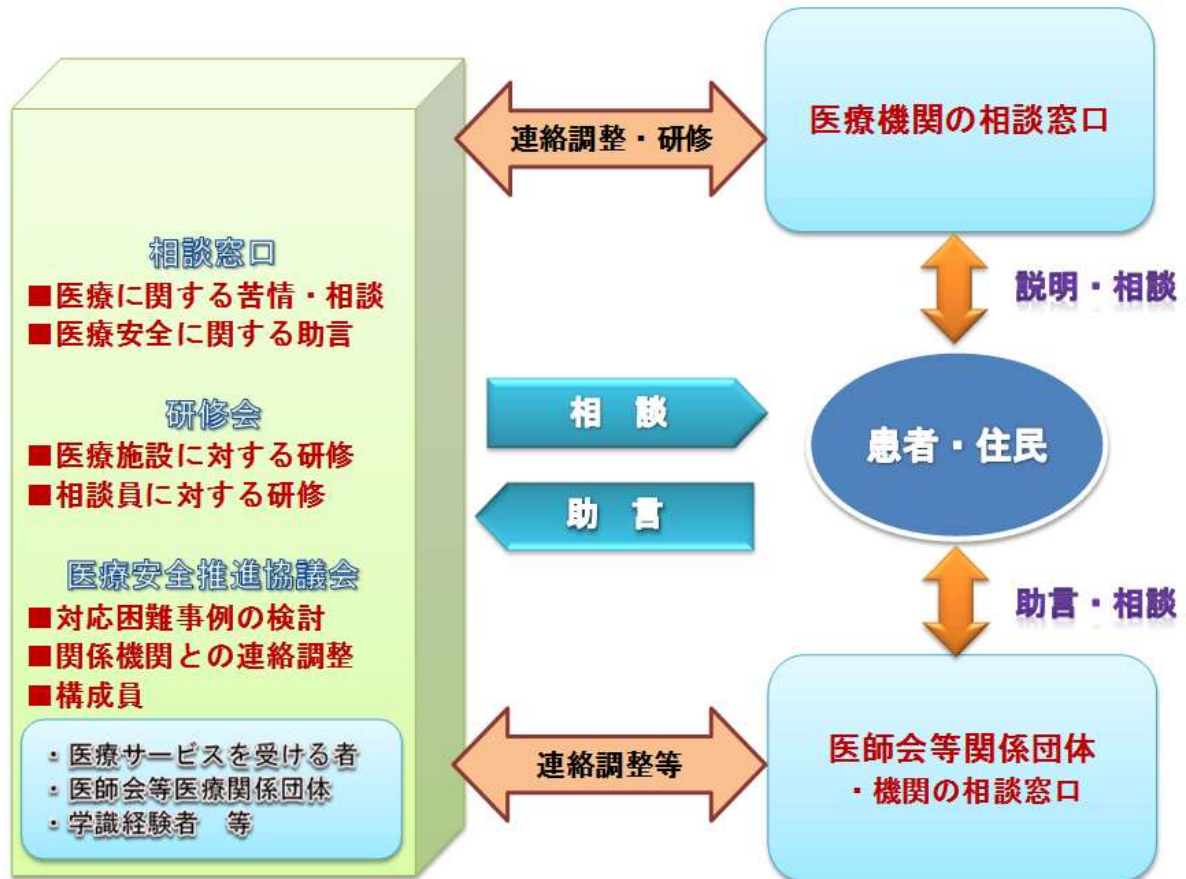
（医療安全に関する研修会）

- 関係団体・機関と連携を図りながら、医療機関や薬局を対象とした医療安全に関する研修会を実施します。

（釧路地方医療安全支援センターの運営）

- 釧路地方医療安全支援センターにおいて、住民の様々な医療に関する相談等に対応します。
- 釧路地方医療安全推進協議会において、支援センターの業務内容の検討や個別医療相談事例のうち、重要なものや専門的な事例、対応困難事例にかかわることなどについて検討協議を行うことにより、医療相談体制の充実に努めます。

医療安全支援センター（中央・地方）の業務と相談等の流れ



2 医療情報の提供

【現 状】

- 平成19年4月、医療法及び薬事法が改正され、各医療提供施設の医療機能情報について公表することが義務化されました。
- 道では、医療提供施設に関する診療科目や病床数等の医療機能情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、医療提供施設の選択を支援することを目的に、平成19年度からインターネットによる医療機能情報の提供を行っています。

医療情報ネット

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

- 各医療提供施設においては、システムを通じ定期的に医療機能情報を報告するとともに、患者等の求めに応じて閲覧できるようにしておくこととされています。
- また、医療法の規定に基づき、平成26年10月1日から病床機能報告制度が施行されました。

この制度は、一般病床・療養病床を有する病院又は有床診療所が、その有する病床において担っている医療機能（「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」）の現状と今後の

第5章 医療の安全確保とサービスの向上

方向性を選択し、病棟単位で報告するものであり、インターネットによりその結果を公表しています。

北海道 病床機能報告制度

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/iry/imu/byousyoukinou.htm>

- 令和3年5月に成立した「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により改正された医療法の規定に基づき、令和4年4月1日から外来機能報告制度が施行されました。この制度は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、医療機関が外来医療の実施状況等を報告するものであり、道においては、インターネットによりその結果を公表しています。
- また、令和5年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により改正された医療法の規定に基づき、医療・介護サービス提供体制の構築及びかかりつけ医機能の強化を目的に令和7年4月1日からかかりつけ医機能報告制度が施行されます。

【課題】

住民・患者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるよう、医療機能や病床機能、外来機能及びかかりつけ医機能について正確な情報を収集し、公表する必要があります。

【施策の方向性と主な施策】

（医療機能情報の提供）

- 各医療提供施設に対し、具体的業務内容等のサービス情報など医療機能情報について毎年定期報告を求めるとともに、名称、管理者名、診療科目等の基本情報に変更があった場合には、随時報告を求め、正確な情報の収集に努めます。
- 医療提供施設から報告があった医療機能情報については、医療情報ネットを活用し公表します。
- 医療提供施設において、医療機能情報の内容を住民・患者が閲覧できるよう周知徹底を図ります。

（病床機能、外来機能及びかかりつけ医情報の提供）

- 一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所に対し、医療機関が担っている病床機能について、毎年定期報告を求めます。
- 報告があった病床機能情報及び外来機能情報については、地域医療構想の推進に関するデータ及び外来料に係る医療機関の機能分化及び連携推進に関するデータとして活用するとともに、インターネットを活用し公表します。
- 医療、介護サービス提供体制の構築に向け、かかりつけ医機能に関する情報を住民・患者に対し、分かりやすく提供します。

3 医療に関する情報化の推進

（情報通信技術（ICT）を活用した情報共有の促進）

【現状】

- 電子カルテやオーダーリングシステム等の診療情報を地域の医療機関間で共有し、連携することにより、効率的で良質な医療サービスの提供、医療提供体制の充実が図られています。

- 国においては、平成26年3月に「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」を示し、医療情報連携ネットワークの普及促進による医療の質の向上と効率化の実現に向けた取組を推進しています。
- 国では、令和4年6月「経済財政運営と改革の基本方針2022」において「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」などを示し、医療情報の電子化・共有化により質の高い効率的な医療の提供に向けた取組を推進しています。
- 道内では、第三次医療圏を中心に、医療機関を主体としたネットワークが構築されており、釧路・根室管内では、医療情報ネットワーク「メディネットたんちょう」を構築し、関係機関との連携を行っています。

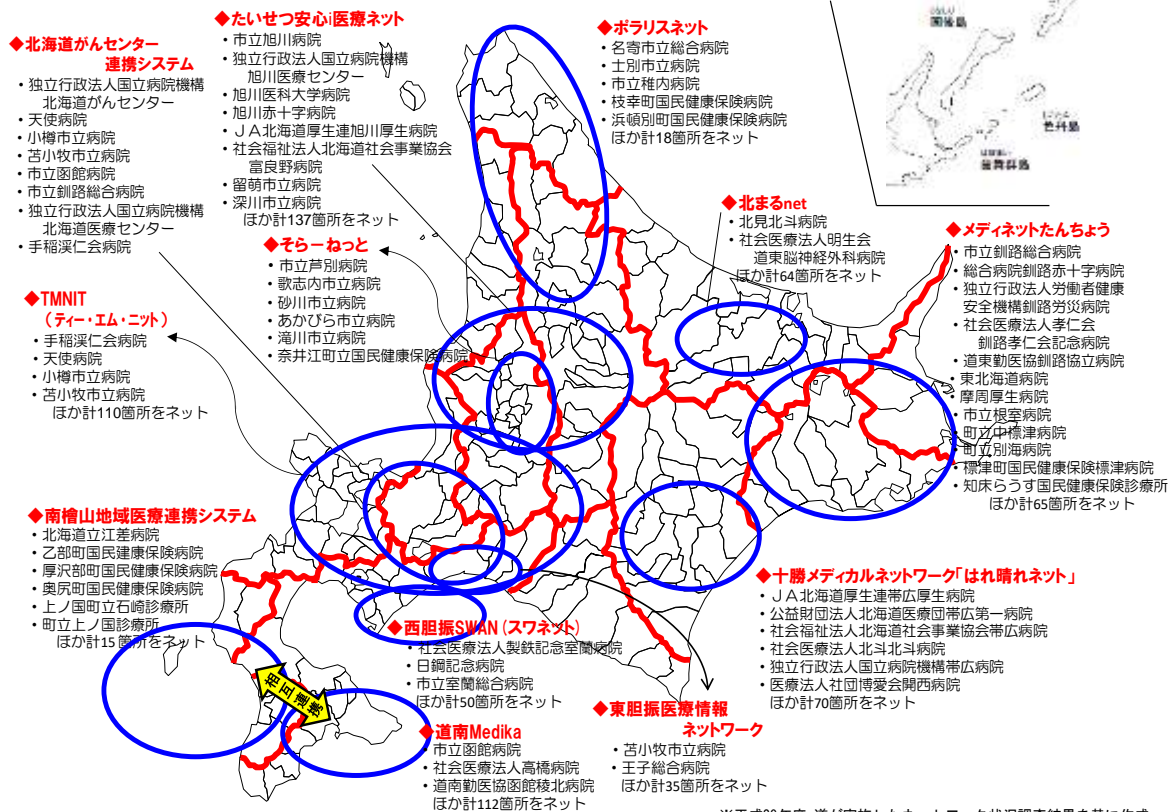
【課題】

- 医療機関間のネットワークについては、着実に増えてきましたが、地域医療構想の実現に向け、参加医療機関の拡大や介護分野との情報連携も含めた市町村単位のネットワークの構築を推進する必要があります。
- ネットワークでは、患者の診療情報等を他の医療機関と共有することから、サイバー攻撃を念頭においたセキュリティの確保が重要です。
- より効果的なネットワークの構築と運用には、IT技術と医療及び介護それぞれに精通した人材が必要であり、個々の医療機関等で適切な人材を確保することは困難なため、アドバイザー派遣等が必要です。

【施策の方向と主な施策】

- ICTを活用して医療機関間又は医療機関と介護事業所間で診療情報等を共有するためのネットワークの構築や導入に当たっての体制の整備を支援します。
- ネットワークへの不正侵入防止対策など患者の診療情報等のセキュリティの徹底を図ります。

北海道内の医療連携ネットワーク（主なもの）



（遠隔医療システムの導入促進）

【現状】

- 遠隔医療システムは、様々な形態がありますが、本道においては、医大や専門医のいる医療機関と地域の医療機関との間をネットワークで結び画像診断の支援が行われています。
また、道においては、専門的な医療機関と地域の医療機関とを結ぶシステム導入や医療機関と在宅患者との間の遠隔医療に対する取組を支援しています。
- 本道は、広大な面積を有し、また、山間地や離島を抱え、地域間で医療資源に格差があることから、へき地医療や在宅医療を推進するとともに、少子高齢化が進行する中、地域で難病やてんかんなどの専門的な医療を確保する上で遠隔医療システムを活用した地域医療の確保が期待されています。
- また、従来の遠隔画像診断や病理診断システムのような専門で高額な機器を整備しなくてもセキュアな通信が確保されたスマートフォン等アプリなどによって、安価にTV会議システムを導入できるようになっており、救急医療の場面で活用が増えています。
- コロナ禍を経て、オンライン診療の拡大が図られており、へき地等における「医師が常駐しないオンライン診療のための診療所開設」の特例などの国の制度改正動きや医療MaaSなどICT技術を活用した新たな取組など、遠隔医療を取り巻く環境が大きく変化しており、適切な支援が必要です。

<遠隔医療>

患者や相手方の医師等と直接対面することなく、情報通信ネットワークを活用して伝送された画像や臨床データ等の情報を基に、医師等が診断・指示・治療などの医療行為及びこれらに関連した行為を行うことです。

区 分	概 要
遠 隔 画 像 診 断 (テ レ ラ ジ オ ロ ジ ー)	X線写真やMRI画像など、放射線科で使用される画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。
遠 隔 病 理 診 断 (テ レ パ ソ ロ ジ ー)	体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに行う遠隔診断を行う。
遠 隔 相 談 (テ レ コ ン サ ル テ ー シ ョ ン)	画像を見ながら遠隔地の医師との症例検討を行うなど、医師等に指導を行う。また、在宅の患者とのコミュニケーションを図る。
在 宅 医 療 (テ レ ケ ア)	情報通信端末で測定した生体情報(体温、血圧、脈拍、尿糖値等)やテレビ電話等を通じ患者の映像・音声等を遠隔地の医師へネットワークを通じ送信し医師に対し有用な情報を提供。

【課題】

- 技術革新や機器の普及により、これまで高額だったものがより安価な装置で実現可能となった他、遠隔医療の分野において、触診や手術を可能とする装置の開発・実証実験が行われるなど、今後も技術革新等により、その定義・概念が大きく変革する可能性があります。急激な変化は混乱を招くおそれも同時に秘めており、地域医療の確保に資するよう適切な環境を整備する必要があります。
- 遠隔医療の運用に当たっては、必要なときにいつでもすぐに使えて、対応できる支援側と依頼側双方の運営上の体制の整備が必要となっています。

【施策の方向と主な施策】

- 遠隔医療システムの導入を促進するため、医療機関等の設備整備や導入に当たっての体制の整備を支援します。
- 地域の医療機関が、遠隔医療システム等を活用して専門医から必要な支援を受けることができるよう、診療支援を行う医療機関の取組を支援します。

4 医薬品の適正使用の推進と供給体制の整備

(医薬品の適正使用の推進)

【現状】

- 医薬品の重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止し、より質の高い医療サービスを提供するため、医薬分業^{*1}を推進しています。
- 医薬分業の現状を令和3年度の「処方せん受取率（医療機関が外来患者に発行する院外処方せんの割合）」で見ると、釧路管内は95.6%と全道平均82.7%を大きく上回っており、医薬分業が進んでいます。
- 平成27年10月、国において、「患者のための薬局ビジョン」を策定し、服薬情報の一元管理や継続的把握など、医薬分業の原点に立ち返り、現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編することを目指すとともに、平成28年10月から健康の維持・増進を専門的に支援する「健康サポート薬局」^{*2}の届出制度を開始しています。
令和6年5月現在、管内では7店舗が健康サポート薬局になっています。
- また、令和3年8月から、かかりつけ薬剤師・薬局における機能や高度薬学管理機能を元にした、「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の2つの「認定薬局制度」^{*3}が開始され、薬局からの申請に対して都道府県知事が認定を行っています。

令和6年5月現在、管内では、13薬局が地域連携薬局の認定を受けています。

- 住民の医薬品等に関する効能や使用方法などの様々な相談に対応するため、北海道薬剤師会医薬情報センターに「ほっかいどう・おくすり情報室」が設置されています。
- 主に高齢者の服薬アドヒアランスの向上を目的とした「節薬バッグ運動」の推進や、耳が聞こえづらいことで、服薬指導時に円滑なコミュニケーションが取りづらいことに備え、「おくすりコミュニケーションカード」などのツールを用いた服薬指導方法の普及を行っています。
- 薬局が身近に存在しない「無薬局町村」に対して、薬剤師が定期的に訪問することにより、薬局サービスの提供や医薬品適正使用について情報発信を実施しています。

【課題】

（医薬分業の推進）

- 薬物療法の有効性と安全性を高めるため、医薬分業の一層の質の向上を図る必要があります。
- また、在宅医療の推進や住民の生活形態の多様化などから、24時間対応を含め、休日・夜間における処方せん受入体制の整備が必要です。
- 患者や家族が安心・納得した上で薬局を利用できるよう、医薬分業について理解が進むような取組が引き続き必要です。

（「かかりつけ薬局」等の普及）

- 薬歴の一元管理や服薬状況の記録により、医薬品の重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止するため、「かかりつけ薬局*⁴」と服薬の状況等を記録する「お薬手帳*⁵」の普及を図ることが必要です。
- また、薬局が住民のセルフメディケーション*⁶の推進や健康寿命の延伸等に貢献するため、「健康サポート薬局」を始め、道と北海道薬剤師会により独自に認定している「北海道健康づくり支援薬局」*⁷など、地域住民の健康づくりを積極的に支援していく薬局の整備促進が必要です。
- 道民がかかりつけ薬局や健康サポート薬局、北海道健康づくり支援薬局を適切に選択できるように、これらの薬局について理解が進むような取組が引き続き必要です。

*1 医薬分業：医師や歯科医師の診療を受け、薬の種類や量が記載された処方せんをもらい、街の薬局で薬をもらう制度のこと。

*2 健康サポート薬局：かかりつけ薬局の機能に加えて、健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介する等、地域住民による主体的な健康の維持・増進を専門的に支援する「健康サポート機能」を有する薬局。

*3 認定薬局制度：地域において他の医療提供施設や医療関係者との連携体制を構築することにより、様々な療養の場を移行する利用者の服薬情報等の一元的・継続的な情報共有を行い、利用者に対して質の高い医療を提供する「地域連携薬局」と、がん等の専門的な薬学管理が必要な利用者に対して、他の医療提供施設との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応する「専門医療機関連携薬局」の2つの薬局を都道府県知事が認定する制度。（R3.8～申請開始）

*4 かかりつけ薬局：住民がいつも利用する薬局を決めることで、患者ごとの薬歴を一元管理することにより、薬の重複投与や飲み合わせによる副作用の未然防止が図られ、薬物療法の有効性と安全性を高めることが可能となる。

*5 お薬手帳：自分が飲んでいる薬の品名、分量、用法、用量等を記録しておく「手帳」で、医療機関受診時などに提示するほか、普段持ち歩くことにより、出先での急病や災害時にも自分の飲んでいる薬を正確に伝えることができる。

*6 セルフメディケーション：自己治療。軽い病気やけがを医師の治療を受けることなく、市販薬などを使って自分で治療すること。

*7 北海道健康づくり支援薬局：医薬品の適正使用に関する相談や健康情報の提供、訪問薬剤管理による在宅医療のサポート等を実施する薬局。国の「健康サポート薬局」制度開始前から、道と北海道薬剤師会において認定しており、「かかりつけ薬局」と「健康サポート薬局」の中間的な位置づけとしている。（H26 制度開始）

(医薬品の正しい知識の普及)

- 近年、薬理作用が強く、使用方法も複雑な医薬品が増加していることに加え、インターネットの普及により、薬局・薬店以外で様々な医薬品を購入できることから、広く道民に対し、医薬品の適正使用のための正しい知識の普及が必要です。

【施策の方向と主な施策】

(医薬分業の推進)

- 薬剤師会等関係団体の協力を得ながら、薬局に勤務する薬剤師の資質の向上とともに、地域の医療機関と薬局との連携を図り、医薬分業を推進します。
- また、薬局における休日・夜間当番制など地域の実情等に合わせた休日・夜間の処方せん受入体制の充実に努めます。
- 地域のイベント等を通じて、薬局・薬剤師の役割などについて情報発信します。

(「かかりつけ薬局」等の普及)

- 関係団体等と連携し、「かかりつけ薬局」及び「健康サポート薬局」並びに「北海道健康づくり支援薬局」の役割やその重要性などについて住民に対する普及啓発に努めるとともに、「かかりつけ薬局」等を適切に選択できるよう、薬局の情報をインターネットなどを通じて公表します。
- また、「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、薬局のかかりつけ機能を強化するとともに、「健康サポート薬局」及び「北海道健康づくり支援薬局」の整備促進に推進します。
- 医薬品の重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止するため、「お薬手帳」を普及するとともに、地域において一層活用が図られるよう、医療機関と薬局との連携強化を進めます。

(医薬品の正しい知識の普及)

- 医薬品が適正に使用されるよう、関係団体などと連携し、「薬と健康の週間」等において、医薬品に関する正しい知識や薬局・薬剤師の役割などについて普及啓発を行います。
- また、「ほっかいどう・おくすり情報室」が広く道民の医薬品等の使用に係る相談に活用されるよう、機能の充実とともにその周知を図ります。

<ほっかいどう・おくすり情報室>

- 設置場所：一般社団法人北海道薬剤師会 医薬品情報センター
- 相談時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
9時～12時

*原則として電話での受付です

受付電話番号：011-815-0093

(医薬品等の供給体制の整備)

【現状】

- 災害が発生した場合に設置される救護所や避難所等において必要となる緊急医薬品などを迅速に供給するため、災害用の医薬品、医療材料（以下「災害時備蓄医薬品等」という。）を第三次医療圏ごとに常時備蓄しています。

【災害時備蓄医療品等配置状況】

第三次医療圏	備蓄数量(人分)	備蓄場所	災害時備蓄医薬品等
道南圏	5,000	函館	阪神・淡路大震災程度の負傷者数を想定の上、56,000人が3日間使用できる解熱消炎鎮痛剤、抗生物質等の医薬品及び注射器等の医療材料
道央圏	33,000	札幌、北広島	
道北圏	7,000	旭川	
オホーツク圏	3,000	北見	
十勝圏	4,000	帯広	
釧路・根室圏	4,000	釧路	
合計	56,000	7市	

- インフルエンザワクチンについては、必要の都度、道内の医薬品卸売業者及び関係機関・団体で構成する「インフルエンザワクチン安定供給連絡会議」が開催され、医療機関及び医薬品卸売業者等の協力を得て、ワクチンの安定供給に努めています。

【課題】

(災害時備蓄医薬品等の供給体制)

災害に備えて必要な医薬品等を備蓄し、災害が発生した場合には、これら災害時備蓄医薬品等を救護所や避難所などに迅速かつ適切に供給する体制を整備する必要があります。

(インフルエンザワクチンの安定供給)

インフルエンザワクチンについては、国において流行を予測し、それに見合う量が製造されていますが、その年により流行の規模が異なることなどにより、ワクチンの不足が生じる場合があります。道内で必要なワクチンを確保するためには、医薬品卸売業者等の協力を得る必要があります。

【施策の方向と主な施策】

(災害時備蓄医薬品等の供給体制)

災害時に必要な医薬品等が円滑に供給できるよう、災害時備蓄医薬品等を第三次医療圏ごとに備蓄するほか、関係団体などからの協力を得て、災害時における医薬品等の供給体制を整備し、災害が発生した場合には、必要に応じ、救護所や避難所などに対し、迅速かつ適切な供給に努めます。

(インフルエンザワクチンの安定供給)

インフルエンザワクチンが安定的に供給できるよう、医療機関の協力を得て、ワクチンの適正使用を推進するとともに、医薬品卸売業者間の連携を図り、ワクチンの安定供給に努めます。